

公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づくセンターの理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等は、無報酬とする。

2 公認会計士である監事が会計監査業務に従事した場合の報酬は、前項の規定にかかわらず、1日当たり50,000円を限度として、評議員会で決定する。

(費用弁償)

第3条 役員等が評議員会又は理事会に出席した場合若しくは監事が監査業務に従事した場合は、費用弁償を支給する。

2 役員等がセンターの用務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

3 前2項の規定により支給する費用弁償の額は、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和28年福岡県条例第17号）第3条第1項の規定を準用する。ただし、福岡県職員である役員等にあつては福岡県職員として出張した場合に支給される旅費相当額、センター職員である理事にあつてはセンター職員として出張した場合に支給される旅費相当額とする。

(支払方法)

第4条 報酬等は、その全額を直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬等の一部又は全部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その方法によって支払うことができる。

(補則)

第5条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。

(財団法人福岡県環境保全公社役員の報酬等に関する規程の廃止)

2 財団法人福岡県環境保全公社役員の報酬等に関する規程は、廃止する。